

つながろう消費者 安全・安心なくらしのために

5月は消費者月間です。消費者庁では平成26年度消費者月間統一テーマを「つながろう消費者」安全・安心なくらしのために」として、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行います。

近年、一人暮らしや夫婦だけの高齢者世帯が増えたことに伴い、高齢者を狙った消費者トラブルが後を絶ちません。高齢者自身が被害に遭わないように気を付けることはもちろんですが、高齢者の消費者被害を防ぐため、地域の皆さんの力が求められています。

「どうもコミュニケーションが高齢者の消費者被害を防ぐ第一歩。普段のくらしのなかで高齢者と交流し、「いつもと違うな?」「どうしたんだろう?」という、ちよつとした気付きがトラブル防止につながります。地域の皆さんで連携し、安全・安心なくらしを目指しましょう。



こんなところをチェック!!

高齢者の家を訪ねたとき、高齢者と会話をしているとき、次のような変化が見られたら消費者トラブルに巻き込まれている恐れがあります。声をかけ、被害に遭っていたら少しでも早く相談窓口の利用を勧めましょう。

ケース1

- 見慣れない商品がある
- 開けていない段ボール箱がある
- 同じような商品が大量にある

訪問時に見慣れない商品や段ボール箱などを見かけたなら、さりげなく聞いてみましょう。訪問販売などで高額な商品を次々と買わされている可能性もあります。不要なものを購入していた場合、契約を解除できることもありますので、相談窓口につながりましょう。

悪質業者は高齢者に優しい言葉で語りかけ、高齢者が抱える健康への不安に付け込み、「痛みが治る」「体に良い」などと大量の健康食品や高額な健康器具などを購入させようとします。周囲が気付かないうちに複数の被害に遭っているケースもありますので、注意が必要です。

ケース2

- お金に困っている様子が見られる
- 投資などに関心を持ち始めた
- 羽振りのいい話が多くなった

「お金の心配がなくなった」などに、急に大きなお金の話を始めたら、それとなく話を聞いてみましょう。もうかると勧められ金融商品などを購入し、老後の資金を全てつぎ込んでいる可能性もあります。お金に困った結果、借金を重ねてしまうこともありますので、相談窓口につながりましょう。

悪質業者は「必ずもうかる」「高配当」などと利益ばかりを強調し、投資や社債の購入を持ち掛けて、お金をだまし取ろうとします。被害金額が非常に高額になる場合がありますので注意が必要です。



お問い合わせ
市民課生活相談係
☎43-7044

消費生活相談窓口

消費生活に関する相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。「何かおかしい」と思ったら、迷わず相談してください。

大館市役所 市民相談室

電話番号

0186-43-7045

相談時間

月～金曜日 9時～15時45分

※水曜日、土日祝日、12月29日～

1月3日は休み

秋田県生活センター北部消費生活相談室

電話番号

0186-45-1040

相談時間

月～金曜日 9時～17時

※土日祝日、12月29日～1月3日

は休み

消費者ホットライン

消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、消費者ホットラインをご利用ください。

0570-064-370
(守ろうよ、みんなを)